

有限会社けやき ハッピーステイぶどうの樹

重要事項説明書

(事業所の目的)

第1条 有限会社けやきが設置する住宅型有料老人ホーム「ハッピーステイぶどうの樹」(以下、「事業所」という。)において実施する住宅型有料老人ホームの運営及び利用について必要な事項を定め、住宅型有料老人ホーム事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

この事業所が行う住宅型有料老人ホーム事業所の事業は、要介護者であって、馴染みの環境の下で住居の確保、食事の提供、相談、助言等を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なう。

2 事業所は、馴染みの環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい説明を行う。

5 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

(事業所の名称等)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	ハッピーステイ ぶどうの樹
所在地	福岡県筑後市大字久富667-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 施設長 1名

この事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2. 介護職員 3名以上

介護従事者は、介護業務を行い、入居者の生活上の世話等を行う。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、5名とする。

(事業所の内容)

第6条 要介護者であって、馴染みの環境の下で住居、食事、相談、助言等を行う。

(利用料とその他の費用の額)

*宿泊料金について：月額での設定になっています。月の途中の入退去は短期利用の料金が適用されます。

*夕食・翌日朝食のキャンセルについて：夕食・翌日朝食は1週間前までに所定の用紙にて、提出いただいた場合は、料金は発生いたしません。

*昼食の依頼について：必要な場合は1週間前までに所定の用紙にて依頼ください。(但し、緊急の場合は、ご相談ください。)

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意の得るものとする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行振込により指定期日までに受けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

一 利用者は、施設長及従事者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届けるものとする。

三 利用者は、健康に留意するものとする。

四 利用者は、居室の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

五 利用者の基準は、要介護1以上の認定を受けた者とするが、以下の者については入居を拒否する場合がある。

(1) 著しい精神障害を呈する者

(2) 著しい行動異常がある者

(3) 疾患が急性の状態にある者

2.入居後、上記(1)から(3)の状態となった場合、退居してもらう場合がある。

3.退居に当たっては、事業所と利用者及び利用者家族、関係市町村、連携施設、協力医療機関とも十分に話し合い、受け入れ先を確保する事に努める。

2 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(苦情処理)

第9条 利用者若しくは利用者家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第11条 事業を提供するのに必要な設備、物品等の生活を保持し、常に衛生管理に留意する。
2 従事者は、感染症等に対する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第12条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医、若しくは協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 非常災害（火事、風水害、地震等）に際して必要な具体的計画及び避難、救出訓練について、別に防災管理規程（添付1）を定める。

(秘密保守)

第14条 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従事者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従事者との雇用契約の内容とするものとする。

(調査への協力)

第15条 地方公共団体が行う調査に対しては積極的に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を確保するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。

具体的な内容は、次のとおりとする。

1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）

では行わず、施設全体としての判断が行われるようにする。具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に把握しておく。

仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明をし、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうか

を常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとります。

2 職員の資質の向上を図るために研修の機会を確保するものとし、業務体制の整備をする。

3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、有限会社けやきと利用者との協議に基づいて定めるものとする。

(契約の終了)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

1. 入居者が死亡した場合
2. 入居者が入院した場合
3. 入居者やその代理人からの申し出があった場合
4. 本契約費用の3か月分の滞納をした場合

5. 入居者が伝染性疾患などにより、他の利用者の生活や健康に重大な影響が及ぶ恐れがあると医師が認めた場合
5. 入居者又はその代理人が故意に法令その他、本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合

(退去の清算)

第18条

この契約は所定の用紙により、退去届の提出をもって退去とし、退去日までの利用料を速やかに支払うこととする。

(退去時の費用)

入居者は、使用していた居室について、修繕が必要と認められた場合は、実費修繕費を支払うこととする。詳細については国土交通省の「現状回復をめぐるガイドライン」に準ずる。

ハッピーステイぶどうの樹の重要事項の説明を行いました。

有限会社けやき ハッピーステイ ぶどうの樹

説明者名 氏名.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

(利用者)

氏 名.....

(利用者代理人)

氏 名.....

(利用者との関係:.....)